

平成 28 年度 第 2 回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 平成 29 年 2 月 13 日 (月) 10 : 00 ~

2 場所 岩手県公会堂 1 階 11 号室

3 出席者

(1) 審査会側

中村孝幸会長、三宅諭委員、石川奈緒委員、漆戸宏宣委員、佐藤あすか委員

(2) 事務局 (県) 側

廣瀬建築住宅課総括課長、野里建築指導担当課長、佐々木主査、長谷川主査、黒田技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0 名

(2) 傍聴者 5 名

5 議事等

(1) 開会

(建築指導担当課長)

定刻となりましたので、只今より、平成 28 年度第 2 回岩手県建築審査会を開催いたします。私は、本日、司会進行を務めます建築住宅課建築指導担当課長をしております野里と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 5 名全員のご出席をいただいておりますので、岩手県建築審査会条例第 3 条第 2 項の規定を満たし、当審査会が成立していることをご報告します。

それでは、審査会の開催にあたりまして、建築住宅課総括課長の廣瀬よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

議事に入る前に、配布資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、表面に「次第」と記載されたもの、裏面に「委員・事務局名簿」の両面印刷したものが 1 枚、次に建築審査会に関する資料といたしまして「建築基準法 (抜粋)」、2 枚目が「岩手県建築審査会条例」、3 枚目が「岩手県建築審査会運営要綱」、4 枚目が「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について (内規)」、5 枚目が「審議会等の会議の公開に関する指針」を 1 冊に綴じたものがあります。

次に、議案書としまして、議事(1)諮問事項を 1 部、議事(2)報告事項を 1 部、以上を配付しておりますが、不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

なお、議事(2)につきましては、非公開資料ですので、傍聴席の方にはお配りしておりませんので、すみませんが、ご了承いただきたいと思います。

(3) 議事

(建築指導担当課長)

それでは、次第3議事に入らせていただきます。審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

(中村会長)

中村です。どうぞよろしく申し上げます。本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、早速進めていきたいと思っております。

始めに議事録署名人を指名したいと思っておりますけれども、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は三宅委員と佐藤委員に申し上げます。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

本日の審査会の公開・非公開についてご説明いたします。

本日は、次第に記載のとおり、議事(1)諮問事項1件、議事(2)報告事項1件となります。

まず、諮問事項の建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築物の許可につきましては、申請者が法人の案件でございますので、申請者から非公開の申し出もございませんでしたので「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について」1の(2)により公開となります。

次に、報告事項の「建築基準法第43条第1項ただし書に係る一括同意基準」により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれておりますので同基準の1の(1)に該当するため非公開となります。

以上で、説明を終わります。

(中村会長)

それでは、議事(1)諮問事項につきましては公開することとし、議事(2)報告事項につきましては非公開とすることにご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

(中村会長)

ご異議がないようですので、諮問事項は公開、報告事項は非公開といたします。

○議事(1)諮問事項

(中村会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事(1)諮問事項の建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築物の許可について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、諮問事項、建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築物の許可について、ご説明いたします。議事(1)諮問事項の資料8ページに許可申請書が添付してございます。

盛岡市内丸 19 番 1 号 学校法人岩手医科大学 理事長小川彰様から申請ありました、県道 207 号矢巾停車場線上の道路上空に、建築物を接続する渡り廊下を建築することについて、道路内の建築を許可しようとするものです。

道路内における建築物等の規制については、資料 2 ページ 1 行目からアンダーラインを引いているところです。建築基準法第 44 条第 1 項の規定において、道路内に、又は道路に突き出して建築できないこととなっております。しかし、道路上空通路の場合、同条第 1 項第 4 号及び同施行令第 145 条第 2 項の第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合で、特定行政庁が認めて許可したものは建築できることとなっております。ただし、同条第 2 項の規定により、あらかじめ建築審査会の同意を得る必要がありますので、本審査会へ諮問するものです。

資料 3 ページをお開き願います。許可の審査方法等については、昭和 32 年 7 月 15 日付けの、当時の建設省、消防庁及び警察庁の三省庁からの通達に基づいて、道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長からなる連絡協議会を設け、この通達で示されている「道路の上空に於ける通路の許可基準」によって協議し、各機関の意見が一致した場合に限り、許可することとしております。

昨年 12 月に道路管理者である岩手県盛岡広域振興局土木部、紫波警察署及び盛岡地区広域消防組合、特定行政庁である県の担当が集まり、事前連絡協議会という形で申請内容について協議を行っております。

申請者は、この事前連絡協議会の場に出された関係機関の意見について、それぞれ個別に協議を重ねた上で、許可申請を行ったものでございます。許可申請書を受け付けた後の 2 月 1 日に連絡協議会を開催し、4 者とも道路上空通路を建築することの許可については、この計画で支障がないことで意見が一致したところです。

具体の申請内容及び通達の「道路の上空に於ける通路の許可基準」による審査結果につきましてご説明をいたします。

8 ページをご覧くださいと思います。こちらから後ろが許可申請書の写しとなっております。申請者は、学校法人岩手医科大学 理事長小川彰となっております、9 ページの一番上の部分に地名地番の記載があります。

紫波郡矢巾町大字藤沢第 1 地割 2 番 1 他と西徳田第 1 地割 30 番 1 他との間の県道 207 号矢巾停車場線上となっております。この位置につきましては図面でご説明いたします。

A 4 版資料の後ろに A 3 版資料を付けておりまして、右下のページ数 2 ページをお開きいただければと思います。

図面の中央部に赤い丸で囲まれています。こちらが、上空通路の位置になります。

この赤丸を挟みまして左右に延びているのが、県道 207 号矢巾停車場線になります。

この県道は JR 東北本線矢幅駅と国道 4 号線をつなぐ道路になっておりまして、平成 22 年度の全国道路・街路交通情勢調査によりますと、平日の日中の 12 時間の交通量は 8,838 台となっております。

この県道を挟む形で、上と下に赤い一点鎖線の四角部分がございまして、これが岩手医科大学の敷地になっておりまして、南側が大学、北側が病院の敷地となっております。

右下の方に記載あります用途地域については、第一種住居地域、法 22 条区域内で防火地域の指定はございません。

次に、図面4ページをお開きください。

こちら、全体の配置図となっております。右側が北向きの図面となっております。

図面の左側、大学の敷地の右端の方にマルチメディア棟とございますが、こちらの部分と、右側の病院敷地の中にあります、新しく建つ病院棟をつなぐ形で、渡り廊下がございます。

敷地としましては、病院側が約158,800㎡で、大学側が約120,300㎡となっております。

申請建築物となる渡り廊下の概要につきましては、図面3ページでご説明いたします。

左下の8. 計画概要をご覧くださいと思います。幅員としましては、外面の幅員が約3.8m、中の通路の幅員としましては約2.1mを計画しております。延長としましては、道路上空部分の範囲としまして約20.09m、高さは桁下の高さで約8.3m、最高高さが約13.6m、構造は鉄骨造で、建築面積、延床面積とも、今回の許可申請範囲としましては68,294㎡となっております。

右側には、事業者の概要等を記載しております。

図面の5ページになりますけれども、渡り廊下としては長いものになっておりますが、今回の許可の対象は、赤い部分が同意の部分となり、許可の部分となります。

6ページには立面図、断面図が描かれております。

次に、図面7ページをお開きいただければと思います。先ほど少し説明いたしましたが、建築基準法のほか、国土交通省の通達により許可基準が定められておまして、その内容は資料2ページから7ページに添付してあるとおりですけれども、この基準の概要としましては、設置できる建築物の用途に関することや、接続する建築物の構造、通路に関する一般的な規定や設置数及び設置場所、通路の構造などについての基準が定められている通達となります。

図面7ページ以降につきましては、許可基準と、そのことに対する申請者側の対応について、申請者側でまとめた資料となっております。

これらの内容については、連絡協議会において基準への適合について確認しておりますけれども、本日は、許可申請の理由の部分と連絡協議会の中で意見のあったことについてご説明させていただきます。

建築基準法第44条第1項第4号には、公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が許可したものは、道路内に建築できる規定がございます。公共用歩廊については、建築基準法施行令第145条第2項に定められております。

図面7ページの左上に、建築基準法施行令第145条第2項の条文が載っておりますけれども、許可案件に関連する部分について抜粋して読み上げますと「法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの」という規定がございます。

右側に、申請者側の対応が書かれておまして、前段の部分に関しましては、接続する建築物の主要構造部が耐火構造で造られている旨が記載されております。後段については、第3号に該当している旨が記載されております。

第3号に該当していることの詳しいご説明につきましては、A3版の1ページの理由書で説明させていただきます。

左側の下の部分に理由というところがございますが、今回、整備される病院が完成した場合に

は、約 600 人の医師と、約 2,300 人の学生、約 1,800 人の職員が在籍するというかたちになる予定でございます。これらの者が頻繁に病院と大学の間を往来することが想定されることとなります。特に講義等の開始、終了時や臨床実習時、通勤時間帯等は多数の横断者が集中する恐れがあります。

また、近年、このエリアは商業施設や住宅地の開発などが行われており、自動車の交通量も増加することが見込まれております。これらのことから、上空通路を設けることで、交通の緩和に寄与するということが期待されるものです。

また、横断者の安全性の確保という視点もありますが、医師、看護師等の重篤患者の救急処置のため移動することも考えられますので、天候等に左右されない最短、確実に安全な動線の確保という視点からも、渡り廊下の設置を求められているものです。

これらの理由から、第 3 号「多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの」に該当する整理がなされているものです。

その他、連絡協議会で意見のあったものについてご説明させていただきます。

図面 7 ページをお開きいただければと思います。右側の一番下のところに、第 3 号「道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが 1.5m 以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが 1.5 m 以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。」という基準がございます。これに関連いたしまして出た意見としては、道路上空に窓があることで物が落下するのを防ぐために、道路上空は非開閉にしてほしい。という意見があった反面、渡り廊下の通路として長いので、非常時を考えると通路部分に外部から進入できる進入口を設けてほしい。という 2 つの相反する意見が出ております。

これにつきましては、道路上空部分に設ける開口部は非開閉網入りガラスとする。そのうえで、病院敷地内の消防車の寄付き通路を設けまして、そちらに面する窓を外部から開放出来る開き戸とする対応を採っております。そちらについては、図面の 5 ページ、6 ページに窓の位置を記載するというかたちで対応しております。

図面 5 ページにつきましては、真ん中が 3 階平面図となりまして、こちらの C 敷地と描いてあるところに消防活動用窓が記載ございます。

次に、8 ページに戻っていただきます。通則の部分の基準でそれに対する対応が載っておりますが、右側の (8) のところに「各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。」ということになってはいますが、降雪について岩手県は全域に影響がありますが、降雪のこと以外について、この地域独自の基準を設ける必要は無いと 4 者で協議しましたので、基準を附加することにはなりません。

降雪については、次の 9 ページの右下 (7) 「通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。」という基準がございます。

対応としまして、通路上で適切に処理し、道路に雨水等を落とさない計画としています。また、道路上部の通路屋根には融雪装置を設置し、道路に雪を落とさない計画とします。という回答をいただいておりますが、風が強い地域で、雪の塊が出来て道路に落下することがないように、十分検討したほうが良いとの意見が出されました。このことを踏まえまして、次のページの左上に矩

計図がございます。道路上空部分については、笠木と屋根の部分にヒーターを設置する計画になっておりますし、外壁は滑らかな表面の波型鋼板を縦張りにするなど、着雪を防ぐよう配慮しているという状況になっております。

以上、本申請は連絡協議会の結果に基づき「安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがない」ものとして認められると判断しております。

なお、盛岡南消防署から平成 29 年 1 月 30 日付けで同意されていることを申し上げます。

以上で諮問事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(中村会長)

ありがとうございました。

用途から言いまして、公共性統一性については問題ないかと思えますけど、イメージとして、今の医大の本館から歯学部にある通路の 3 階部分のものになります。それから、建築的に言いますと、先ほど、雪等の配慮について説明がございましたけれども、外壁の材料等については、道路上の部分は各機関の意向に沿って、ガルバニウム等になるとなっております。

ご意見、ご質問等ございますか。

(三宅委員)

病院棟とマルチメディア棟は、3 階でつながっているのですか。

(事務局)

3 階です。

(三宅委員)

防火戸はエキスパンションの所にあるってことですね。

(中村会長)

別棟になっていると思います。

(三宅委員)

有効幅員 2.1m なのですが、ここから更に手すり部分が削られるとみていいのですか。

(事務局)

手すりの設置については確認していません。

(三宅委員)

通行について大丈夫なのか。場合によっては詰ってしまうかと思い、気になって見ていました。

(事務局)

基準の中に、必要以上に広く設けないこと。というところもございますので、その辺もあつての寸法の設定だと思います。

(佐藤委員)

4 ページの通達の中の「道路の上空に於ける通路の許可基準」の(7)に信号機だとか道路標識

の効果を妨げないよという基準があったと思うのですが、信号機とかどの辺りにあるか資料ではわからなくて、連絡協議会もやっているのでは問題ないというご判断だと思うのですが、もともと信号機は無いのですか。

(事務局)

8 ページの(7)に対応ということなのですが、通路を設置する県道 207 号矢巾停車場線の近接位置には、上空通路によって視認性が妨げられる信号機及び道路標識はありませんとあり、位置図で何メートルとかまではないのですが、手持ち資料がありますので見ていただくことでよろしいですか。

(佐藤委員)

わかりました。

(中村会長)

他に、何かありませんか。

(石川委員)

窓がはめごろし戸ということなのですが、外部から入れるようにするとは、どういうものなのか。

(中村会長)

消防隊が窓を壊して進入することができるのです。

(事務局)

補足説明させていただきます。6 ページの上から 2 番目の立面図が確認し易いと思うのですが、消防活動用窓とあって、消防は網入りだと進入に時間がかかるということで、道路上空からちょっと外れたところに、外から開いて侵入し易い窓を設けて、消防活動が迅速に行えるという配慮しているということです。

(中村会長)

基本的に、消防はその窓から入らないということですね。

(事務局)

道路上空ではなくて、ちょっと脇から入るということで考えているところです。

(中村会長)

全体が開口部になっているのは、景観上の配慮なのでしょうか。

(事務局)

意匠上の配慮と思われます。

(中村会長)

壁よりも窓の方がよいということなのでしょうかね。強大な建築物になるので、景観上の配慮がされているものと思いますが、本日の審査会の主旨ではございませんので触れませんが、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に、何か質問ありませんでしょうか。

(漆戸委員)

「道路の上空に設ける通路の取扱等について」の通達のところ、本来、建築審査会で議論することとは関係ないかもしれませんが、資料A4版の5ページの最後のところ、東日本大震災の経験から6年ですので、地震という観点はどうなっているのか。審査会で扱うテーマとは違うかもしれませんが、建築の問題としては考えておいたほうがよいのではないかと思つたのですが、その点については、どのようになりますでしょうか。

(事務局)

今回は許可ですので、建築物単体の方については、建築基準法の確認申請を出した際に、昭和56年の新耐震といわれる基準に基づいて審査することで、一定の構造上のチェックをされるということと、併せて、今回の道路上空の通路につきましては、9ページの(5)ですが、積載荷重1平方メートル500キログラム以上として、確認申請よりは上乘せ項目があり、クリアしているものです。

(中村会長)

よろしいですか。

それでは、まとめに入りたいと思ひます。

議事(1)建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築物の許可については、原案どおりに同意することで、ご異議ありませんか。

(各委員異議なし)

(中村会長)

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、議事(1)につきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議事(2)報告事項

(中村会長)

次に、議事(2)報告事項になります。

議事(2)は非公開となりますので、傍聴の方は、一度退室をお願いいたします。

[傍聴者退室]

【非公開につき議事録省略】

(4) その他

(建築指導担当課長)

中村会長、大変ありがとうございました。

それでは、次第4その他となりますが、

事務局からは、特に用意してございませんが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言を

お願いしたいと思います。

傍聴された方で、お戻りしたい方が居れば、ここで入室させたいと思います。

〔傍聴者の入室なし〕

それでは、本日、ご審議いただきました議事につきましては、本審査会の同意をいただきましたので、審査会終了後、中村会長より同意書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。

(5) 閉会

(建築指導担当課長)

皆様、本日は、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第2回岩手県建築審査会を閉会いたします。